

第23回当別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年4月25日（月）午後4時00分から午後4時15分
- 2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室
- 3 出席委員（16人）

会長	16番	秋吉稔之
会長職務代理者	1番	青山眞士
	2番	菊田実
	3番	湯浅浩道
	4番	滝本弘
	5番	狩野菊恵
	6番	森本茂
	7番	山田裕一
	8番	高野秀則
	9番	佐々木章史
	10番	岸本辰彦
	11番	泉和浩
	12番	佐々木靖
	13番	古熊健一
	14番	目黒一雄
	15番	石田秀人
- 4 欠席委員（0人）
- 5 農業委員会事務局職員

事務局長	野村雅史
事務局次長	浦島卓
事務局主任	瀬能実紀
主任	作山温史
- 6 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第5	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

7 会議の概要

議長	<p>只今の出席委員16名、定足数に達していますので、第23回当別町農業委員会総会を開会します。</p> <p>議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしの声がありましたので、14番目黒委員、15番石田委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。</p>
議長	<p>日程第3、諸般の報告について、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>先月の総会終了以降の会務報告をいたします。</p> <p>3月31日、4月1日、事務局職員の辞令交付式を行い、秋吉会長より行っております。</p> <p>4月19日、当別・レクサンド都市交流協会の役員会が開催され、秋吉会長が出席しております。以上です。</p>
議長	<p>日程第4、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明します。</p> <p>今回、届出がありましたのは、番号1番の1件です。</p> <p>この1件は、相続による所有権移転があり、農地法第3条の3の規定に基づく届出があったものです。</p> <p>届出地の図面につきましては、議案資料1ページ、報告第1号関係をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p>

	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第1号について、承認することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第1号は、承認することに決定しました。
議長	日程第5、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。 今回、通知がありましたのは、番号1番の1件です。 1番は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。 当該地の図面につきましては、議案資料2ページの報告第2号関係をご高覧ください。以上です
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第2号について、承認することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第2号は、承認することに決定しました。
議長	日程第6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。 今回、申請がありましたのは、番号1番2番の2件です。 番号1番、2番は、経営規模拡大のため、賃貸借権を設定しようとするものです。これら2件については、議案資料の議案第1号関係として、3ページ、4ページにそれぞれ記載しております「農地法第3条調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

	<p>2ページと5ページに当該地の図面を掲載しておりますのでご高覧ください。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第7、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定を求められているものです。</p> <p>今回の計画案は、所有権の移転をするものが番号1番から11番の11件、賃貸借の利用権の設定をするものが12番から26番までの15件です。</p> <p>これら26件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。</p> <p>計画地の図面につきましては、議案資料6ページから31ページの議案第2号関係をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>休憩します。</p> <p>休憩</p>
議長	<p>再開します</p> <p>説明が終わりましたので質疑に入りますが、番号1番、25番、26番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限があります。</p> <p>休憩します。</p>

休憩（秋吉会長退席）

議長（代理）

再開します。
番号1番について、質疑を求めます。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（代理）

異議なしと認め、番号1番は、原案のとおり決定しました。

休憩します。

休憩（秋吉会長復席）

議長

再開します。
次に番号2番から24番までの質疑を求めます。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認め、番号2番から24番について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、番号2番から24番は、原案のとおり決定しました。

休憩します。

休憩（泉委員退席）

議長

再開します。
次に、番号25番、26番について、質疑を求めます。

（「質疑なし」の声あり）

議長

質疑なしと認め、番号25番、26番について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、番号25番、26番は、原案のとおり決定しました。

休憩します。

議長

休憩（泉委員復席）

議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもちまして、第23回当別町農業委員会総会を閉会します。